

令和3年度版

# 農地の貸し借りは機構におまかせください!



千葉県PRマスコットキャラクター チーバくん  
千葉県許諾 第A42-49号

## お問い合わせ先

●公益社団法人 **千葉県園芸協会**  
**(千葉県農地中間管理機構)**

住所 千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階

**TEL 043-223-3011 FAX 043-224-1444**

E-mail:nouchibu@chiba-engei.or.jp

<http://www.chiba-engei.or.jp/mgtmech.html>

又は

- 農地が所在する市町村の農政担当課
- 最寄りの農業事務所の企画振興課
- 千葉県農林水産部農地・農村振興課  
農地集積推進室

**TEL 043-223-2848**

# 農地の貸し借りは機構におまかせください！

## 農地を貸したい方(出し手)



- 高齢で農作業ができなくなり、後継者もいない
- 相続した農地を誰かに貸したい
- 今後は、施設野菜(水稻)に専念したいので田(畠)はやめたい

## 農地を借りたい方(受け手)



- 経営規模を拡大したい
- 新規就農・参入したい
- 分散した農地を1か所にまとめ、効率的な農業をしたい

そんな時

## 千葉県農地中間管理機構にご相談ください

- 担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付けます
- 必要に応じて、簡易な整備を行い農地の利用条件を改善します
- 公的機関なので、安心して貸し借りができます

### 出し手のメリット

- 出し手の意向を確認し、適切な貸付先を選定します。
- 契約期間が満了すれば農地は出し手に戻ります。
- 毎年の賃料(金納の場合)は機構から決められた時期に必ずお支払いします。
- 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。
- 要件を満たせば、農地の固定資産税が軽減されます。



### 受け手のメリット

- 長期間の借り入れができるため、営農計画が立てやすくなります。
- 分散した農地が集約できれば、効率的に耕作できます。
- 所有者が複数いても契約手続きや賃料の支払いは機構がまとめて行います。
- 機構から担い手が農地を借り受けることで利用できる関連事業があります。

### 機構に農地を 貸す 流れ

1 まずは、機構、市町村等へ相談してください

※機構等が申込書作成のお手伝いをします

2 貸付け希望申込書を市町村へ提出してください

3 申込書の内容や現地を確認後、貸付農地リストへ登録

4 機構が借り手を探します

※機構等が手続きに必要な書類の作成をお手伝いします

5 借り手が見つかり次第、利用権設定の手続きを行います

6 機構へ農地利用の権利が移ります

### 機構から農地を 借りる 流れ

1 まずは、機構、市町村等へ相談してください

※機構等が申込書作成のお手伝いをします

2 借受申込書を借りたい農地のある市町村へ提出してください

3 借受希望者の氏名、希望する農地の条件等を協会HPで公表

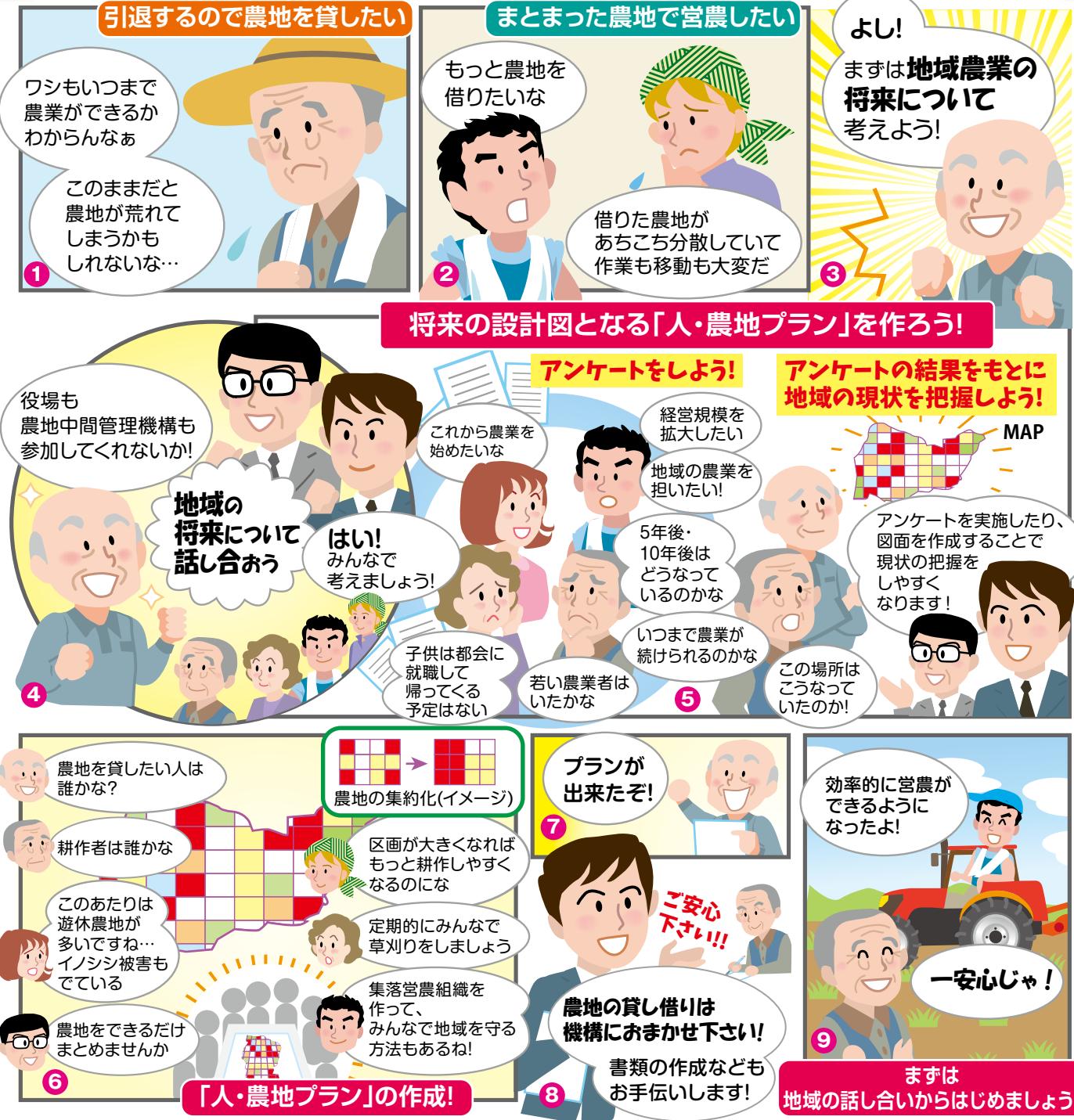
4 希望に沿った農地を紹介し、賃料などの貸付条件を協議

※借りる方は、機構等が用意した書類に記名・押印するだけです

5 協議が整い次第、利用権設定の手続きを行います

6 受け手へ農地利用の権利が移ります

# 地域の担い手や農地の活用について、地域の皆さんで話し合ってみませんか？(実質化された人・農地プランの作成)



## 実質化された人・農地プランとは？

- 農業者の年齢と後継者の有無等がアンケートで確認されている。  
(対象地域内の耕地面積の少なくとも過半をカバーしている)
- アンケートが地図化され、5~10年後に後継者がいない農地の面積が「見える化」されている。
- 以上を基に、農業者、市町村、JA、農業委員会、土地改良区等の関係者による徹底した話し合いが行われ、5~10年の農地利用を担う経営体の在り方が決められている。  
(将来の農地利用を担う経営体になる人がいない場合には、新規就農者や入作を希望する認定農業者などの地区外からの受け入れを促進する方針を定める)

# 農地を機構に貸し付けた場合、一定の要件を満たせば地域あるいは個人に「機構集積協力金」が支払われます

※ ここには、主要な要件を記載しています。詳細については市町村へお問い合わせください。

※ 本協力金については、国から県に配分された予算の範囲内で実施します。

※ 本協力金は農業振興地域内の農地が対象となります。

## 地域に支払われる協力金

実質化した人・農地プランの策定地域(または人・農地プラン策定のためのスケジュール工程表を公表した地域)を対象として、地域内のまとまった農地を機構へ貸付けた場合、地域に交付されます。地域は、同一市町村の一定区域で、集落や土地改良区、大字等を単位とします。

### 集積タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

●交付要件:交付対象農地のうち10%以上が新たに担い手(※1)に集積されること

●機構の活用率:対象期間内の貸付面積(再貸付面積は除く)/地域の農地面積(対象期間前の貸付面積除く)

機構の活用率		令和3年度 交付単価(※3)
一般地域	中山間地域(※2)	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下 1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下 1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下 2.2万円/10a
区分4		50%超 2.8万円/10a

#### 【協力金支払い例】

農地面積が60haの平場の地域(一般地域)で、本年度27haを機構へ貸付けた。この場合、機構の活用率は45%となるので交付単価は1.6万円/10aとなり、  
 $27ha \times 1.6万円/10a = 432万円$

**432万円が地域に交付されます!**

#### 【協力金の使い道】

協力金は市町村を通じて地域に交付されます。協力金の使い道は市町村と地域の話し合いの中で自由に決めることができます。例えば…

- ・農業機械の購入やライスセンター等の農業用施設整備
- ・営農組織の運営費 等

地域農業の発展に資するものに使えます

・機構への貸付期間が6年末満の農地及び再貸付農地は交付対象外(貸付期間6年末満の農地は機構の活用率の算定には加える)

・一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とす

### 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

#### ●交付要件

次のいずれかを満たすこと

・地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地については0.5ha以上)の団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加すること等

●機構の活用率(累積):機構への貸付総面積/「地域」の農地面積

	機構の活用率(累積)	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

※1 農地の出し手または受け手となる方が担い手に該当するかどうかは、基準がありますので市町村に御確認ください。

※2 中山間地域の交付単価が適用されるのは次の2点を満たす農地です。

①農林統計上地域区分の中間農業地域か山間農業地域の基準に該当すること、又は一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の対象農用地であること

②中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域内の農地であること

※3 銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、横芝光町の区域のうち、東日本大震災の津波により流失や冠水等の被害を受けた農地を含む地域は0.3万円/10a上乗せ

## 農地を貸した方に支払われる協力金

農地中間管理機構に農地を貸付けることにより、経営転換する農業者やリタイアする農業者に対して協力金を交付します。

令和3年度 交付単価
1.5万円/10a (上限50万円/戸)

●交付要件:農業部門を減少する方や農業をリタイアする方、農地の相続人で農業経営を行わない方が機構に農地を10年以上貸付けること等

・遊休農地を所有されている方は、全て解消する必要があります。

ただし、農業委員会が行う利用意向調査で、機構への貸付意思が書面で示されている農地は除かれます。

## Q & A 皆さんに疑問に思っていることについてお答えします。

**Q どんな農地でも借りてもらえるの?**

**A** 機構が借り入れできる農地は①農地として利用できる状態であること、②抵当権が設定されていないなど、権利関係に問題のない農地、③貸付の可能性があると見込まれる農地などです。

**Q 賃料はいくらになる?**

**A** 機構が出し手と受け手の意向を調整し決定します。なお、受け手の同意があればお米での物納も可能です。

**Q 契約期間は何年でもいいの?**

**A** 契約期間は原則10年以上ですが、希望があれば5年までの短縮が可能です。

**Q 貸した農地は返ってくるの?**

**A** 期間満了後、地権者に農地が確実に戻ります。また、借り手との協議により再契約も可能です。

**Q 中途解約はできるの?**

**A** 耕作者の了解が得られれば可能です。なお、協力金の交付を受けている方は、返還が必要になる場合がありますのでご注意ください。

**Q 農地が耕作者から契約期間の途中に返された場合どうなるの?**

**A** 機構が2年間農地を管理し、その間に新たな耕作者を探します。2年間、耕作者が見つからない場合は、地権者と協議のうえ、解約となります。

**Q 土地改良区の賦課金の負担や組合員資格はどうなるの?**

**A** 土地改良区の賦課金は、組合員(准組合員)が納めます。組合員資格の継続又は変更については、農業委員会及び土地改良区への手続きが必要です。

**Q 相続未登記や共有の農地は貸し付けられるの?**

**A** 相続人(共有名義人)の持分の過半同意があれば最大20年の貸し付けが可能です。